

ご利用ください
勤労者教育資金融資制度

困 商 工 課

事業主を除く勤労者や、その子もしくは兄弟姉妹が、大学、短期大学または修業年限が2年以上の専門学校に入学・就学するために必要な資金の一部を融資します。

融資金額 100万円以内
利率 年2・40%（固定金利）
償還期間 5年以内（据置期間あり）
申込先 近畿労働金庫（彦根支店）
※ほかの公共融資制度と併用できません。
※近畿労働金庫が指定する保証

保険に加入していただきます（別途保証料が必要）。

問い合わせ先 困商工課

6119番、FAX22-1308番、近畿労働金庫彦根支店 22-20062番、FAX24-2455番

清掃センターからのお知らせ
集積所の申請・変更などについて

困 清掃センター

集積所の申請変更について「ごみ集積所」について、集積所の場所や、集積かごを、新設・変更および廃止する場合には、事前に困清掃センター管理課にご相談ください。

また、自治会で、集積かごの新規設置や更新をする場合に、補助金を支給する制度があります。詳しくは困清掃センター管理課にお問い合わせください。

祝日のごみ収集について

1月14日は祝日ですが、通常どおり収集を行います。ただし、清掃センターへの直接搬入はできないのでご注意ください。

「ごみ収集カレンダー」で確認ください。

問い合わせ先 困清掃センター

管理課 22-2734番、FAX24-7787番

産業別最低賃金・滋賀県最低賃金 改正のお知らせ

産業別（平成19年12月21日～）	時間額
紡績業、その他の織物業、染色整理業、その他の繊維工業	718円
繊維工業	696円
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品製造業	795円
製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鑄鉄管製造業	775円
一般機械器具製造業	797円
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	778円
自動車・同附属品製造業	798円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業	784円
各種商品小売業	727円
滋賀県最低賃金（平成19年10月25日～）	677円

問い合わせ先 彦根労働基準監督署
☎22-0654、FAX26-0241



2種混合（ジフテリア・破傷風）
2期の個別予防接種

困 健康管理課

昨年の、夏休み期間と12月に、福祉保健センターにおいて、小学6年生を対象として、2種混合（ジフテリア・破傷風）2期予防接種を実施しました。

対象者で、まだ接種できていない人は、次の方法で予防接種を受けてください。

対象者 小学6年生で、乳幼児期に3種混合1期の予防接種を3回以上接種している、2種混合（ジフテリア・破傷風）2期の予防接種が済んでいない人
接種方法 市指定医療機関で、必ず保護者が同伴して、個別に接種を受けてください。

※事前に医療機関への予約が必要です。
※市指定医療機関については、困健康管理課までお問い合わせください。

持ち物 母子健康手帳、予診票（予診票がない人は、医療機関にてご記入ください）

※現在小学6年生の人が接種できる期間は、3月31日までです。忘れずに接種を受けてください。

問い合わせ先 困健康管理課
24-08016番、FAX24-5870番

福祉有償運送の登録にかかる申請について

困 障害福祉課

道路運送法に基づき、NPO法人などが、営利を目的としない範囲で、外出時に支援が必要となる人（要介護認定者や、身体障害者など）を、車を使って、有償で移送できます。このサービス（福祉有償運送）を提供する場合には、道路運送法に基づき、運輸支局への登録が必要です。

また、登録には、その地域の福祉有償運送運営協議会の合意が必要となります。

福祉有償運送のサービスを行うおとする団体は、期日までに必要書類を提出してください。

申請期日 1月21日（月）午後5時15分
必要書類 必要書類 様式など、詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

書類提出・問い合わせ先 彦根市福祉有償運送運営協議会事務局（困障害福祉課内）
☎27-9981番、FAX26-1767番



市立病院整形外科の
外来診療を一部制限します
新たな外来受診には紹介状が必要です

市立病院の整形外科は、これまで常勤医師6人で診療を行ってきました。しかし、医師の退職などによって、今年1月から、常勤医師4人と非常勤医師1人の体制となりました。このため、1月から、整形外科の外来診療の一部を制限させていただきます。

市立病院の整形外科は、変性（加齢性）疾患、外傷性疾患、腫瘍、リウマチなど、すべての整形外科疾患の治療をしています。入院している人や手術を受ける人、高度な検査を必要とする人、さらには、救急患者の診療に支障を来さないようにするため、1月から、新たに整形外科の外来を受診する人については、ほかの医療機関の紹介状をお持ちの人に制限いたします。

まず、お近くの整形外科診療所を受診していただき、市立病院での診療が必要な場合は、紹介状をお持ちのうえ受診してください。

また、再診についても、症状が比較的安定した人については、地域の診療所に紹介いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。



問い合わせ先 市立病院地域医療連携室 ☎22-6050（内線3601）、FAX26-0754

農業所得の収支計算相談会を開催します

平成17年産分まで農業所得標準を利用していた小規模農家の皆さんを対象に、昨年に続いて、申告時に添付する農業収支内訳書を作成するための相談会を開催します。

なお、相談会では、確定申告書の受付はできません。

日程 下の表のとおり
対象 平成17年まで、農業所得標準を利用して農業所得の申告をしていた人（出荷している小規模農家）
持ち物 筆記用具、電卓、収入や経費のわかる書類、昨年配布した「農業収支計算のしかた（てびき）」

日付	時	間	会	場
1月17日（木）、同18日（金）	9:00～12:15	13:00～17:00	市役所	21会議室（庁舎2階）
1月21日（月）～同25日（金）	9:00～12:15	13:00～17:00	河瀬地区公民館	（森堂町）
1月26日（土）	8:30～11:30		グリーンピアひこね	（清崎町）
1月26日（土）	13:30～16:30		稲枝支所	（田原町）
2月2日（土）	10:00～12:15	13:00～16:30		

その他 事前に「農業収支計算のしかた（てびき）」を参考にして、収入と経費をできる範囲で集計していただき、相談会では不明な点を相談してください。

問い合わせ先 困税務課市民税係
☎30-6140、FAX22-1398

申請書が変わりました
介護保険
おむつ等購入費助成制度

困 介護福祉課

彦根市では、在宅で「要支援2」「要介護1」「要介護5」に認定された人を対象に紙おむつ等購入費の一部を助成しています。1月から、助成を受けるための申請書の様式と、申請時に添付していただく書類を変更しました。

新しい申請書は、困介護福祉課、困保険年金課、支所、各出張所窓口においてあるほか、彦根市ホームページからダウンロードできます。

変更の内容

申請書の様式 被保険者本人が申請することになります。決定通知書などの送付先を別に希望する場合は、該当の欄に記入してください。

申請時の添付書類 申請に必要な書類は、申請書と領収書だけになります。これまで、提出していただいていた居室サーパービス計画書などは不要です。

おむつ等購入費助成制度

対象者 「要支援2」「要介護1」「要介護5」に認定された、彦根市の介護保険の被保険者で、おむつが必要な人。ただし、在宅で、介護保険料を滞

問い合わせ先 困介護福祉課

☎23-06600番、FAX26-1768番